

## 諫早市及びたちばな信用金庫による地方創生に関する連携協定書

諫早市（以下「甲」という。）及びたちばな信用金庫（以下「乙」という。）は、それぞれの資源を有効活用し、連携協力して、諫早市の経済振興に寄与するため、本協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な協力と信頼関係のもとに幅広い分野で相互に連携・協力し、互いが有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、地域経済の活性化及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### （連携協力項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携協力して次に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1）地方創生の推進に関する事
- （2）移住促進・定住促進・空き家対策に関する事
- （3）企業誘致に関する事
- （4）地域経済の活性化に関する事
- （5）地元企業の育成支援に関する事
- （6）子育て支援等に関する事
- （7）地元企業の販路拡大支援に関する事
- （8）観光客の誘致に関する事
- （9）その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議のうえ、それぞれ別途取り決めるものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

### （疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年12月18日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市長

宮本明雄 

乙 長崎県諫早市八坂町1番10号

たちばな信用金庫

理事長

塚元哲也 